

「滋賀県行財政改革方針」の概要

第1章 県政経営を取り巻く環境

1 地方分権・地域主権改革の進展

(1) 地方分権・地域主権

- ・「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」「国の出先機関の抜本的な改革」「ひも付き国庫補助金の一括交付金化」等の流れを受け、住民の意思や地域の実情を反映した県政経営への変革

(2) 市町村合併の進展

- ・50市町村が19市町となり、市町の行財政基盤の整備が進展

(3) 府県の枠組みを越える行政体の動き

- ・関西広域連合の設立（平成22年12月）

2 多様な主体による公共サービスへの転換

(1) 「新しい公共」宣言

- ・地域の多様な主体が公共サービスの担い手となり、「支え合いと活気のある社会」を築く仕組みづくり

(2) 本県における協働の動き

- ・琵琶湖の水質保全など先進的な市民活動や、「三方よし」という近江商人の理念を企業経営等のなかに浸透させる活動が行われてきており、今日ではさらなる拡がり

3 危機的な財政状況

- ・三位一体の改革、景気後退により一般財源総額が減少
- ・社会保障関係経費の伸び等により、今後10年間も200億円前後の財源不足が見込まれる厳しい収支見通し
- ・県債残高の増大、財政の硬直化、基金残高の減少
- ・国の中期財政フレームでは、地方一般財源の伸びは当面見込めない

第2章 これまでの行財政改革の取組

1 行政改革の取組

- ・平成7年度の滋賀県行政改革大綱策定以降、平成19年度の「新しい行政改革の方針」まで、五次にわたる方針を策定し、効果的、効率的な組織機構の整備、業務改善、定員削減等に取り組んだ
- ・平成22年度における知事部局の定数は平成8年度と比して、521人減少
- ・外郭団体の見直しにより、団体数は平成9年度の52から31まで減少

2 財政健全化の取組

- ・平成10年度に財政構造改革に着手して以来、数次にわたる取組
- ・平成15年度以降、事業費で約490億円、人員削減で約50億円等の見直し

第3章 改革の方針

1 理念

『変革を先導する県政経営』

2 基本方針

(1) 地域主権改革に対応した自治体づくり

- ・ 県が地域自治の担い手として主体的・自律的に施策展開できる仕組づくり
- ・ 身近なサービスは市町へ、県は担うべき国の事務の受け入れを行うなど、それぞれの主体が役割分担し最適なサービスを提供できる体制を目指す

(2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり

- ・ 公共サービスのあり方を見直し、様々な主体が参加し決定することのできる環境づくり
- ・ 地域社会のニーズに対し、多様なサービスを様々な主体が提供するなかで、新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開される社会づくり

(3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり

- ・ 課題発見、解決を目指し、政策の立案、遂行能力を備えた職員を育成する
- ・ 組織体制の簡素化、効率化や歳入・歳出の改革により施策の重点化を図る
- ・ 今後も財源不足が見込まれる極めて深刻な財政状況に対し、改革の道筋を示し対応を図る

3 計画期間

平成23年度～平成26年度

第4章 改革の方策（実施項目）

1 これからの自治の仕組みづくり

(1) 地域主権改革に対応した行政を進める仕組みづくり

- ① 自らのことは自ら責任を持って対応していく、地域主権型行政体制の整備
 - ア 自治の基本原則の確立に向けた検討
 - イ 義務付け・枠付けの見直しに基づく特色あるルールづくり
 - ウ 国への積極的な政策提案活動の実施
 - エ 横つなぎの総合行政の実現
 - オ 職員のマネジメント能力の発揮
- ② 県の自主性、主体性の拡大につながる地方税財政制度の実現に向けた取組推進
 - ア 税源移譲の推進等
 - イ 地方交付税の確保
 - ウ ひも付き補助金の一括交付金化の推進
- ③ 国、県、市町の役割分担を踏まえた改革の推進
 - ア 地域主権改革等に基づく市町への権限移譲の推進
 - イ 県、市町の施策・事業のあり方見直し
 - ウ 県と市町の事務の共同化の検討
 - エ 「県版一括交付金制度」の導入の検討
 - オ 国の出先機関改革に伴う受入が適当な出先機関事務の検討・提案
 - カ 府県境を越える広域的課題への対応
- ④ 市町との連携を強化する体制の整備
 - ア 県と市町の対話システムの効果的運営

(2) 協働型の県行政を進める仕組みづくり

- ① 県民等との協働の更なる推進を目指す
 - ア 協働提案制度を踏まえたさらなる協働の推進
 - イ 協働型県政の推進のための職員研修の充実
- ② 協働の担い手を育む支援を進める
 - ア 多様な主体が活動しやすい基盤の整備
 - イ 公益社団・財団法人への「個人県民税における寄付優遇措置」導入等
- ③ 住民主体の「見える県政」の推進
 - ア 県政情報の積極的提供・公開と県民の声の施策への一層の反映
 - イ 施策構築や予算編成過程における見える化の拡充
- ④ 行政以外の多様な主体の力を積極的に活用する手法を導入する
 - ア 市場化テストの実験的導入等

(3) 効率的な行政運営体制の整備と業務改善の推進

- ① 簡素化、スリム化、必要な行政課題に対応する組織整備と定員管理の適正化
 - ア 組織・機構の見直し
 - イ 国の出先機関改革に伴う効果的な組織や二重行政解消に向けた組織の見直し
 - ウ 適正な定員管理
 - エ 適正な給与管理
- ② 電子化、共通化、一元化による業務改善の推進
 - ア 情報システムの全体最適化
 - イ 個別業務システムの最適化、情報セキュリティ対策の実践
 - ウ 定型業務の処理手順の整備
 - エ 契約事務の競争性、透明性、公正性の向上

(4) 組織の活性化と地域課題の解決を目指す県政推進

- ① 組織の活性化等
 - ア 組織の活性化
 - イ 教育内容の質的充実と学校活力の維持向上を図る県立高校の再編の推進
- ② 地域の課題を解決できる政策形成能力の高い職員の育成強化
 - ア 自律型人材の育成
- ③ 目標の明確化、課題解決型の業務執行などによる組織力の最大化
 - ア 目標を明確にし、組織として集中的に取り組む
 - イ 現場感覚に優れた人材育成
 - ウ 県庁力最大化に向けた業務推進
 - エ 「特定事業主行動計画」による取組

(5) 「外郭団体および公の施設見直し計画」の着実な推進

- ① 外郭団体のあり方の見直しの推進
- ② 「公の施設」の見直しの推進

2 財政の健全化

(1) 財源不足額への対応

【収支改善目標】

(単位:億円)

区 分 (年度)			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般財源不足額 (税等)			209	145	155	175
対	出	(1) 事業見直し	23	24	25	25
		(2) 人件費対応	35	35	35	35
応	入	(1) 財源対策のための県債	44	45	45	45
		(2) 歳入の確保	107	41	50	70

※平成23年度は当初予算ベースとし、事業見直しについては、平成22年度に実施した事業見直しによる額としている。

この目標達成のため、次の方針により取り組む。

- ア 事業見直し
- イ 外郭団体・公の施設の見直し計画の着実な実施
- ウ 人件費の対応
- エ 歳入による対応

(2) 持続可能な財政基盤の確立

- ① これからの自治の仕組みづくりの取組による財政の健全化
 - ・改革期間以後においても財源不足が予測されることから、「地域主権改革に対応した行政を進める仕組みづくり」、「協働型の県行政を進める仕組みづくり」などの取組を通じて財政の健全化を図る
- ② 財政基盤の確立に向けた取組の推進

上記に加え、以下の取組を進め持続可能な行財政基盤を確立する

 - ア 地方公営企業の健全化
 - イ 税収確保と貸付金等未収債権の徴収
 - ウ 県有資産の利活用
 - エ 使用料・手数料の見直し
 - オ 課税自主権の拡充に向けた検討
 - カ 地域経済活性化・雇用創出・企業誘致